

令和2年6月4日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年6月4日(木)
13時55分～14時55分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件
議案第9号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他

出席委員 18名

1番	宇川 傳 治	10番	荒木 貞 道
2番	中島 一 朗	11番	日光 善 治
3番	古村 正 夫	12番	三輪 和 雄
4番	山崎 和 英	13番	大谷 文 男
5番	田 悟 敏 子	14番	西尾 信 秋
6番	中村 重 樹	16番	水上 俊 秀
7番	和田 俊 信	17番	杉 森 清 弘
8番	青島 由 弘	18番	吉 江 秀 一
9番	高藤 孝 一	19番	前 田 真 一 郎

欠席委員 15番 島 倉 博

令和2年6月4日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、ご苦労様です。時間前ではございますが、本日の出席委員さんがお揃いですので始めさせていただきます。おかげ様で今年は天候が良く、小矢部市内においては、今のところ事故の話も聞きませんし、順調に作業が進められていると思います。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会6月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、島倉委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。16番の水上委員さん、17番の杉森委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第7号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第8号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計4件</p> <p>○議案第9号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。それでは議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。お願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番は、申請者が〇〇さんです。4筆の合計面積が259.73㎡で住宅敷地として昭和55年頃から違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については1ページから4ページになります。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号1番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。</p>

〇〇委員	<p>それでは、調査報告をいたします。申請人は〇〇の〇〇さんで、申請地は〇〇2701-1、外3筆です。地目は田になっていますが、現況はすでに家が建っております。先代の方はお亡くなりになっていて、空き家になっています。〇〇さんはたまにこちらの家に帰ってきて、管理をされています。〇〇を新築した時に、小学校の敷地内に〇〇さんの田んぼがあったそうです。その代替にこちらの土地を頂いたそうです。数年前に、行政書士の〇〇さんがこちらの近所の家を売買する時に、いろいろと問題が発生したそうです。それを踏まえて、〇〇さんも調べておいた方がいいよと言われ、〇〇さんに調べてもらったところ、違反転用だったということがわかったそうです。後から5条申請も出てきますが、今回しっかり整理しようということで申請をされました。よろしくお願ひします。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第7号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第7号については「承認」といたします。続いて、議案第8号「農地法第5条に規定による許可申請について」、事務局より説明していただきますが、受付番号14番については、申請地が私の土地であり、関係があるため、一旦退室します。この間の進行は、中島職務代理にお願いします。</p>
	<p>〈会長 退室〉</p>
職務代理	<p>それでは、会長に代わり進行させていただきます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページと3ページをご覧ください。</p> <p>受付番号14番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの4名です。</p>

	<p>田 6 筆の合計面積が 17,628 m²で、砂利採取のための一時転用を行おうとするものです。位置図については 5 ページから 8 ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
職務代理	<p>それでは、調査報告の担当も会長になりますが、代わりに〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号 1 4 番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告させていただきます。〇〇の北の交差点の所にある田んぼです。賃借人は〇〇さん、賃貸人は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの 4 名です。申請地は位置図の 6 ページです。6 筆の合計面積は 17,628 m²です。今回、〇〇さんに電話をしましたが、実際作業をしている〇〇の方にお話を聞いて下さいとのことで、そちらにお話をお聞きしました。それから、〇〇さんのご家族にもお伺いしました。今回の砂利採取に係る利用権の期間は許可日から 2 年間になります。〇〇さんと〇〇さんの田んぼは現在水稻が栽培されていて、その他の所は大麦が栽培されていました。砂利採取は大麦の所から作業をされるそうです。砂利採取は周りを空けて、9 m 掘るということでした。位置図の 6 ページをご覧ください。出入口は〇〇さんの端の方、位置図の右下の所になります。周辺に用排水や道路の側溝があるということで、周囲に影響の無いようにして下さいということを確認してきました。申請地の田んぼは、地元の営農組合から、土壌が悪いので改良してほしいという要望があったそうです。自治会長、生産組合、隣接の地権者、耕作者、土改からも同意を得ていますので、よろしくをお願いします。以上です。</p>
職務代理	<p>ただいまの件について何かご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>現状はどうなっていますか。</p>
〇〇委員	<p>水稻と大麦です。</p>
〇〇委員	<p>水稻の田んぼはそのままですか。</p>

〇〇委員	〇〇さんと〇〇さんの田んぼは、今年の春に植えられたので、稲を刈ってから砂利採取するそうです。
職務代理	他に無いようですので、受付番号14番についての審議を終了いたします。ここで、会長にご入室いただきます。
	〈会長 入室〉
職務代理	受付番号14番についての審議が終了しました。
会長	〇〇さん、ありがとうございました。それでは、次に、受付番号15番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号15番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さんです。地目は田で、2筆の合計面積が4,789㎡で、砂利採取のための一時転用を行おうとするものです。位置図については9ページから12ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可条件に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号15番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>それでは、報告致します。位置図の9ページから12ページです。〇〇の交差点の近くにある〇〇という会社の向かいの田んぼになります。賃借人は〇〇さん、賃貸人は〇〇さんです。申請地は〇〇384-1、外1筆で、合計面積が4,789㎡になります。申請理由は砂利採取です。〇〇の関連会社の〇〇さんと〇〇さんにお話を伺いました。こちらも利用期間は許可日から2年間です。現在、申請地は大麦が栽培されて刈り取られています。周りから2、3m距離を取り、掘削の深さは6mです。位置図の9ページに出入口が描いてあります。位置図の10ページをご覧ください。現在381-1まで他の業者が砂利採取をされています。382-1は田として残っています。今回も砂利採取後に土壌の改善をされるそうです。自治会長、生産組合長、隣接の地権者、耕作者、土改の同意も得ています。よろしく申し上げます。以上です。</p>

会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はないでしょうか。
会長	無いようですので、次に受付番号16番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号16番は、先ほどの4条申請と関連しています。所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さん、〇〇さんです。地目は田で、現況が宅地です。3筆の合計面積が39.31㎡で、住宅敷地として昭和55年頃から違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については、13ページから16ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号16番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	それでは、調査報告をいたします。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さん、〇〇さんです。2687-4、2700-5が〇〇さん、2702-1が〇〇さんの田んぼです。擁壁がしてあり、土砂の流出がしないようにしてあります。雨水は側溝に流します。水道、下水道にも繋がっていますので、特に問題はありません。〇〇の区長さんの同意書も出ており、土改の了解も得ておりますので、よろしくをお願いします。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	何でもお聞きしますが、いつからこのように申請をして許可を得ないといけなくなったのでしょうか。
事務局	昭和20年代に農地法が施行され、転用の申請をして、許可を得ないといけないということになっていましたが、昔は、申請をされずに建築するということが多くあったのかなと思います。

会長	わかりました。
会長	無いようですので、次に、受付番号17番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号17番は、使用貸借権の設定ということで借人が〇〇さん、〇〇さん親子、貸人が〇〇さんで〇〇さんの妻になります。地目は田で、2筆の合計面積が560㎡で、住宅及び店舗敷地への転用を行おうとするものです。位置図については17ページから20ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号17番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	<p>それでは報告致します。借人が〇〇さん、〇〇さん親子、貸人が〇〇さんで奥様になります。申請地は〇〇2219、外1筆で、合計面積が560㎡です。位置図の19ページをご覧ください。赤い部分が住宅敷地、黄色の部分が店舗敷地として、使用貸借権を設定するということです。〇〇さんは〇〇を経営されていて、旧8号線にある店舗が古くなり、改修工事を行う必要があることと、2、3年後に、道路の拡幅工事で敷地が狭くなるため移転をしたいということです。境界はコンクリートブロックで土砂の流出を防ぎます。雨水は道路の側溝へ流し、生活排水は公共枿へ流します。地区の区長さんからの同意書も出ておりますので、よろしくをお願いします。以上です。</p>
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第8号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第8号については「承認」と

	<p>いたします。続いて、議案第9号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第9号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、議案書5ページの利用権設定集計にありますように、</p> <p>「10年以上」の利用権設定が4件で、面積が28,213㎡であり、新規が1件、更新が3件となっております。</p> <p>「3年以上6年未満」の利用権設定は6件で、面積が15,497㎡であり新規が5件、更新が1件となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」「1年以上3年未満」は、ありません。申請の内容は議案書6ページと7ページに記載のとおりです。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第9号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第9号については「承認」といたします。これで、付議議案はすべて終了いたしました。今回、協議事項はありません。</p> <p>次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 非農地通知について 3) 業務報告・予定 4) その他連絡事項 5)
会長	<p>それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>

〇〇委員	先ほど、遊休農地の解消のお話をされましたが、再利用されたということですか。それとも、原野化したということですか。
事務局	解消というのは、営農を再開されたか、自己保全で管理されているかですが、令和元年度は自己保全での管理をされて、今後耕作予定です。
会長	他に無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を中島職務代理よりお願いします。
職務代理	コロナウィルスがまだうろうろしているようであります。最近は雨も降らないので、作業される時は熱中症等にも気を付けて下さい。本日はどうもありがとうございました。
	— 6月総会終了—

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和2年6月4日

会長 宇川 傳 治

議事録署名委員 16番 水 上 俊 秀

17番 杉 森 清 弘